

もっと「食のみやこ鳥取県」地産地消推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、もっと「食のみやこ鳥取県」地産地消推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、SDGsの推進や、コロナ禍を契機としたライフスタイルの変化により、消費者の安全安心志向、域内経済循環や環境配慮行動など社会貢献意識が高まっていることから、この社会意識の変化をとらえて改めて地産地消の意義を訴求するとともに、小売事業者と連携して地産地消を活かした「食のみやこ鳥取県」の情報発信を展開することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から事業に伴う収入額を控除した額と、補助対象経費（仕入控除税額を除く）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額のどちらか低い額以下とする。
 - 3 本補助金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所を有する者とする。
 - 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の30日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額に伴う変更以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、原則として令和5年2月28日までに行わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様

式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑 則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月2日から施行し、令和4年度実施事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
<p>地産地消ポイント実証事業</p>	<p>（1）スーパー等、食品を取り扱う小売業を営む事業者等。ただし、原則として、以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①鳥取県内に事業所を有する法人又は個人事業主で、かつ交付申請以前に営業を開始している者。</p> <p>②交付申請以前に県内で農林水産物又は加工品を営業する実店舗で販売している事業者。</p> <p>③食のみやこ推進サポーターであること。又は、交付申請と同時に食のみやこ推進サポーター登録申請書を提出する者。</p> <p>※自社製品のみを販売する事業者は対象外。</p> <p>※申請事業者は、もっと地産地消月間を含む事業実施期間中にポイント付与又はこれに相当する購入促進施策を行うこと。</p> <p>（2）その他、市場開拓局長が認める者</p>	<p>もっと地産地消月間等に関する特設コーナーの設置に係る以下の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外注費 ・会場整備費 ・広告宣伝費等 <p>その他、本事業に必要な経費で、市場開拓局長が必要と認めるもの。</p>	<p>1/2</p>	<p>1事業者当たり 200 千円 (1回限り)</p>

<p>社会的ニーズに対応した地産地消サブスク・宅配事業</p>	<p>(1) 小売業を営む事業者等。ただし、原則として、以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①鳥取県内に事業所を有する法人又は個人事業主で、かつ交付申請以前に営業を開始している者。</p> <p>②交付申請以前に県内で農林水産物又は加工品を営業する実店舗で販売している事業者。</p> <p>③交付申請以前に農林水産物又は加工品をインターネット上又は宅配で販売している事業者。</p> <p>④食のみやこ推進サポーターであること。又は、交付申請と同時に食のみやこ推進サポーター登録申請書を提出する者。</p> <p>※自社製品のみを販売する事業者は対象外。</p> <p>(2) その他、市場開拓局長が認める者</p>	<p>県産の農林水産物や加工品等で構成するサブスクリプション又は宅配事業における商品等開発、販路開拓費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品開発費 ・技術指導費 ・広告宣伝費等 <p>その他、本事業に必要な経費で、市場開拓局長が必要と認めるもの。</p>	<p>1/2</p>	<p>1事業者当たり 上限 500 千円 (1 回限り)</p>
---------------------------------	--	---	------------	--

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

※補助対象経費のうち委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度もつと「食のみやこ鳥取県」地産地消推進事業計画（報告）書
 - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 事業関係 -

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業内容（予定）

事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
実施スケジュール	(例：6月：商品企画、7月～8月：商品リリース、販売、9月効果検証)
事業内容	

※地産地消ポイント実証事業の場合は上表の事業内容の欄に事業実施期間中に実施予定のポイント付与又はこれに相当する購入促進施策も記入すること。

(2) 経費等

項目	内 容	補助対象 経 費 <small>(県・市町村)</small> A+B+C	負 担 区 分		
			県 (A)	市町村 (B)	その他 (C)
		円	円	円	円
合計					

(注) 1 内容欄に期間、内容等の詳細を記入すること。

2 事業実績の概要が把握できる写真、報告書等の成果物を添付すること。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

(注) 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

[]

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）
 ※消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」の
 いずれかに○をすること。

5 事業完了（予定）年月日
 年 月 日
 ※事業完了年月日とは、補助目的を達成し、かつ、補助対象経費の額が確定した日とする。

6 事業実施主体の概要

事業実施主体 の概要	名称			
	代表者職・氏名			
	所在地等	〒		
連絡先	職・担当者名			
	電話番号		FAX	
	メールアドレス			

様式第2号 (第4条、第7条関係)

年度もつと「食のみやこ鳥取県」地産地消推進事業収支予算(決算)書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市村補助・貸金					
その他補助・貸金					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 添付書類

事業実施主体の組織構成が明らかになる書類

実績報告書を提出の際は、補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付すること。ただし、支払件数が多数であることなどによりこれによりがたい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができる。
また、必要に応じて購入機器等の写真等を添付すること。

○ ○ ○ ○ 様

職 氏 名

もっと「食のみやこ鳥取県」地産地消推進事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった食のみやこ鳥取県推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
(1)算定基準額 金 円
(2)交付決定額 金 円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付要綱（平成20年4月11日付第200800004497号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事

様

所在地

名称

代表者名

年度仕入控除税額確定報告書

もつと「食のみやこ鳥取県」地産地消推進事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 実績報告控除税額 (交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

- 4 補助金返還相当額 (3-2 > 0の場合)
 - 1の(1)
 - (3-2) × $\frac{\text{1の(1)}}{\text{1の(2)}}$ 金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。